

(写)

環保 第 1614 号
平成 25 年 7 月 8 日

大阪府環境審議会
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井 一郎



ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（諮問）

標記見直しにあたり、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
第 21 条第 1 項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大
阪府条例第 6 号）第 103 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めま
す。

(説明)

水質汚濁防止法では、公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止を図り、もって、人の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、有害物質その他の項目について、法の対象とする工場及び事業場（以下「特定事業場」という。）から排出される排出水の規制等について規定しており、排水基準を定める省令（以下「省令」という。）で排水基準が定められています。

大阪府においては、特定事業場に対し「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乗せ条例」という。）により、上水道水源地域に適用する有害物質など、省令よりも厳しい排水基準を設定しています。

加えて、特定事業場以外の事業場についても、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「生活環境保全条例」という。）で定める工場及び事業場に対し、特定事業場と同じ排水基準を適用しています。

上乗せ条例及び生活環境保全条例においては、有害物質のうち、ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に係る事業場に対し、所要の改善期間を設けるために暫定排水基準及び適用期限を経過措置として定めています。

この適用期限が平成26年3月31日で終了することから、平成25年7月1日から施行されている省令の暫定排水基準の見直しを踏まえ、経過措置の見直しに関して貴審議会の意見を求めるものです。